## 長久手市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者に対し、家庭の経済状況等に応じ、長久手市特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)を支給することにより、当該児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

- 第2条 奨励費の支給対象となる者は、長久手市に住所を有し、長久手市立の小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 生計を一にする世帯全員の前年の所得額が、毎年度国が示す特別支援教育就学奨励費 の需要額測定に用いる保護基準額等早見表を基にして算出した需要額と比して、2.5 倍未満の者
  - (2) 長久手市就学援助費事務取扱要綱による就学援助費の支給を受けていない者
  - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助が行われていない者

(支給費目)

- 第3条 奨励費の支給費目は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 学用品費等
    - ア 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実習材料を含む。)又はその購入費

イ 通学用品費

児童又は生徒が通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等) 又はその購入費

ウ 校外活動費(宿泊を伴わないもの)

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち 宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

(2) 校外活動費(宿泊を伴うもの)

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、 宿泊を伴うものに直接必要な交通費及び見学料

(3) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行損害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(4) 新入学児童生徒学用品費

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品(ランドセル、カバン、通

学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き) 又はその購入費

(5) 学校給食費

児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

(支給額)

第4条 奨励費の支給額は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭和62年5月1日文部大臣裁定)に基づき、毎年度国が示す額の範囲内で予算に定める額とする。

(申請及び辞退)

第5条 奨励費の支給を受けようとする保護者は、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(様式第1号)に生計を一にする世帯全員の所得を証明する書類を添付し、毎年度教育委員会が定める日までに、児童又は生徒の在籍する学校長を通じて教育委員会に提出するものとする。なお、保護者が奨励費の支給を受ける意思がないときは、特別支援教育就学奨励費辞退届(様式第2号)を提出するのととする。

(支給の決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定により収入額・需要額調書の提出があったときは、その 内容を審査し、適当と認めたときは、奨励費の支給を決定し、その旨を学校長を通じて申 請者に通知するものとする。

(支給時期)

- 第7条 奨励費の支給時期は、次によるものとする。
  - (1) 学用品費等 1学期分7月 2学期分12月 3学期分3月
  - (2) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 1 学期実施7月2 学期実施12月3 学期実施3月
  - (3) 修学旅行費 1学期実施7月2学期実施12月
  - (4) 新入学児童生徒学用品費 7月
  - (5) 学校給食費 1学期分7月 2学期分12月 3学期分3月 (支給決定の取消)
- 第8条 教育委員会は、奨励費の支給を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したと きは、その支給の決定を取り消すものとする。
  - (1) 第2条に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。
  - (2) 奨励費の交付が不要であると教育委員会が認めたとき。

(報告)

第9条 校長は、奨励費の支給に係る異動が生じたときは、速やかに教育委員会に報告する ものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が 別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。